

子ども手当にかかる地方負担について

中国部会提出
説明担当 光市

子ども手当については、国において、全額国費負担で実施する方針を表明されるとともに、国が掲げる地域主権の理念からすれば、国と地方の役割分担を明確にし、地域の実態に応じて自治体の創意工夫が可能なものについては地方が担当し、子ども手当のような全国一律に実施する現金給付については国が全額負担すべきであるとの観点から、地方6団体連名で声明を発したところである。しかしながら、こうした地方の声を無視する形で、地方との協議の場を設けることもなく、平成22年度支給分については、子ども手当と児童手当との併給方式を採り、児童手当相当分について地方負担を求めることが決定された。

景気の低迷で税収が伸び悩むなか、自治体に対しての更なる負担増は、到底容認しがたく、子ども手当の支給については、国の責任において全額国庫負担することと同時に平成23年度以降の子ども手当の制度設計においては地方との協議の場を設け、自治体の意見を十分尊重した制度設計を行うよう強く要望する。